建設業者を指名停止しました

1 事案の概要

株式会社かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において 不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが 判明した。このため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣から技術 検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、近畿地方整備局が建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、当該 業者は不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主 任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められるとして、 令和7年2月4日、近畿地方整備局から、同法第28条第1項の規定に基づく指示及び同法 第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

このことは東かがわ市建設工事指名停止等措置要領別表第23号(イ)(建設業法違反 行為)に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

| | E地 | 指名停止期間 |
|------------------|------------|------------|
| 株式会社かんでんエンジニア 大阪 | 反府大阪市北区中之島 | 令和7年9月18日 |
| リング 6- | -2 - 27 | ~令和8年1月17日 |
| 代表取締役 大久保 昌利 | | (4か月間) |